



介護施設等を運営している事業主の皆様へ

新規採用職員住環境整備支援事業募集のお知らせ

新規採用職員用の住宅確保費用を補助することにより、
人材の確保及び定着を支援するものです。

1. 事業内容

県内沿岸被災市町※の介護施設等の新規採用職員用の住宅を確保する場合に、その経費の一部を、
介護施設等を運営する法人に対して住環境整備支援金として支給します。

※沿岸被災市町: 仙台市(宮城野区及び若林区に限る。)、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町の15市町をいう。

- 法人によるアパート、ホテル等の1室の借り上げ。
- 個人によるアパート等の賃貸契約への助成

〈対象者〉

※県内の介護分野からの転職は対象外

※介護に係る業務以外(事務・炊事等)での就労は対象外

	無職の方	新卒の方	異業種の方	同業種の方
県内	○	○	○	×
県外	○	○	○	○

2. 補助額

補助対象事業費の2分の1に相当する額以内の額。(1人につき20万円を上限額とします。)

賃貸アパートの家賃補助の例

令和元年5月に新規採用職員が自ら家賃5万円のアパートを借り、事業所が毎月2万円を住居手当として職員に支給した場合【事業所が個人に助成している額の1/2が対象となる】

⇒県から法人への補助 $1万円 \times 11ヶ月 = 11万円$ (最大12ヶ月分)

3. 対象となる施設、事業所

被災市町の介護施設等※のうち民間法人が運営するものとします。

※介護施設等とは⇒ 特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人保健施設

4. 補助予定人数

10人(1事業所あたり3人を上限とします。)

5. 補助金重複申請について

他の補助金支援や助成対象となっている場合は、原則、本事業の対象外となります。

《事業計画書受付期間》

令和元年9月30日までの契約については、令和元年8月1日～令和元年8月30日

令和元年10月1日以降に契約を行う場合は、契約予定日の1か月前まで

《事業実施期間》

平成31年4月1日～令和2年3月31日(最大12か月分)

〈お問い合わせ先〉

宮城県 保健福祉部
長寿社会政策課
介護人材確保推進班

〒980-8570

仙台市青葉区本町3-8-1

TEL : 022-211-2554

FAX : 022-211-2596

E-mail : choujuz@pref.miyagi.lg.jp